

令和8年度 第1回鹿角市地域公共交通運賃協議会 議事録

開催日時 令和8年6月22日(月) 14時20分～14時30分

開催場所 道の駅かづの あんとらあ 多目的ホール

出席委員 委員数9名中7名

- 協議内容
1. 開会
  2. 議事
    - (1) 廃止代替バス路線等の運賃改定について(資料1)
    - (2) 鹿角市地域公共交通運賃協議会における軽微な事案に対する取扱いについて(資料2)
  3. 閉会

司会	令和8年度第1回鹿角市地域公共交通運賃協議会を開催いたします。 それでは、これより議事に移らせていただきます。 進行については、鹿角市地域公共交通運賃協議会設置要綱第6条の規定に基づき、会長が議長となるため、舩屋会長より以降の進行についてよろしくお願いいたします。
会長	それでは、本協議会設置要綱の規定により、議長を務めさせていただきます。 初めに委員の出席状況について、事務局より報告してください。
事務局	本日の委員の出席状況は、9名の委員中7名が出席されておりますことを報告します。
会長	それでは議事に入らせていただきます。 議事の「廃止代替バス路線等の運賃改定について」事務局から説明してください。
事務局	(資料に沿って説明)
会長	ただ今、事務局から廃止代替バス路線等の運賃改定について説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたらご発言願います。
木村委員	初めてであるため、廃止代替路線とデマンド運行路線について教えていただきたい。
事務局	事業者撤退路線について市が運行を委託している路線であり、うち定時定路線による運行が廃止代替路線で、予約による運行がデマンド運行路線である。

会長 他にご意見がないようであれば、運賃改定に対する意見募集等の事務手続きに進むことについて承認することとし、滞りなく進めてください。

会長 次に、「鹿角市地域公共交通運賃協議会における軽微な事案に対する取扱いについて」事務局から説明して下さい。

事務局 (資料に沿って説明)

会長 ただ今、事務局から運賃協議会における軽微な事案に対する取扱いについて説明がありましたが、ご意見ご質問等ありましたらご発言願います。

大友委員 本件については、開催を要しない軽微な事案を定めることで協議は要しなくとも、運輸局への届け出までもが不要となるわけではないため、ご留意いただきたい。

会長 他にご意見がないようであれば、今後、軽微な事案として取り扱う事案が発生した場合には、運賃協議会の開催は省略することについて承認することとし、事務局は所定の事務を進めてください。

会長 以上で本日の議事を終了しましたので、事務局にお返しします。

事務局 以上を持ちまして、令和8年度第1回鹿角市地域公共交通運賃協議会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。